

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

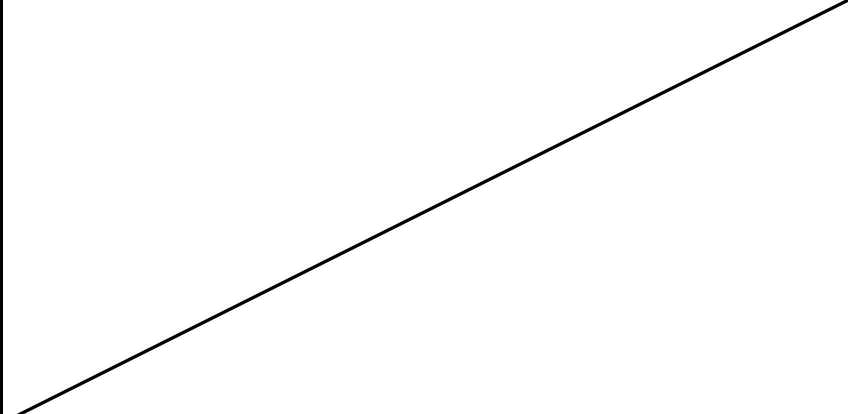
| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 東京都 |
| 3. 市区町村名 | 墨田区 |
| 4. 届出番号 | 19 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-5 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html |

執行機関名 墨田区長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 墨田区重度障害者(児)日常生活用具給付等要綱(昭和61年12月8日61墨厚障第429号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第二 第8の項 墨田区重度障害者(児)日常生活用具給付等要綱(昭和61年12月8日61墨厚障第429号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条 | 墨田区重度障害者(児)日常生活用具給付等要綱(昭和61年12月8日61墨厚障第429号)第1条 |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>⑥事務の趣旨又は目的</p> | <p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> | <p>重度障害者（児）日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、在宅の重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの及び同等の程度である者であって18歳未満のもの（以下「難病患者等」という。）に対し、浴槽等の日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行い、もって当該身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者及び難病患者等の日常生活を容易なものとするほか、視覚障害者に対し、点字図書の給付を行い、もって当該視覚障害者の点字による情報の入手を容易なものとすることを目的とする。</p> |
| <p>⑦独自利用事務の関連規範</p> |  | <p>墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等要綱（昭和61年12月8日61墨厚障第429号） 墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等実施要領（昭和61年12月8日61墨厚障第429号）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年一月二十五日政令第十号） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号） 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）</p> |